

里帰り先で産後ケア事業を利用した方へ

産後ケア費用の償還払い（一部払戻し）を行います

1. 利用できる方

- ・利用日時点で登別市に住民登録がある方
- ・出産後1年未満のお母さんと赤ちゃん
- ・流産・死産を経験されて1年未満の方

※ 医療行為が必要な方は除きます



2. 利用できる事業所

- ・里帰り先の市町村が産後ケア事業を委託している医療機関や事業所
- ・里帰り先の市町村で委託事業所がない場合は、近隣市町村から産後ケア事業を委託している医療機関や事業所

3. 産後ケアの内容（例）

お母さんのからだと心のケア・赤ちゃんのケア・授乳や育児のサポート など

※対象にならないサービス：食事代・整体・マッサージ・エステ など

4. 利用回数

（市内・市外合わせて）最大7回の範囲内で、宿泊型・通所型・訪問型を組み合わせ利用できます。ただし、宿泊型は2回までの利用です。（1回のカウントは1泊2日です。1泊2日を2回または、2泊3日で利用できます。）

5. 利用助成額

利用施設でお支払いされた産後ケアの事業費用90%と、登別市で定める助成額（下の表を参照）のいずれか低い方の金額を払戻します。

利用の種類	利用者区分	助成限度額	双子助成限度額
宿泊型	課税世帯	45,000円	67,500円
	非課税世帯	50,000円	75,000円
通所型	課税世帯	18,000円	27,000円
	非課税世帯	20,000円	30,000円
訪問型	課税世帯	9,000円	9,000円
	非課税世帯	10,000円	10,000円



6. 利用の流れ

- 1 申請 市へ産後ケア事業の申請を行う。
- 2 利用決定 登別市産後ケア事業利用決定及び利用票を受け取る。
- 3 事前連絡 市へ「里帰り先で利用したい事業者」を報告。
- 4 審査と認定 市が利用予定の事業者について、里帰り先の市町村から産後ケア事業の委託を受けているか確認し、利用の可否について報告。
- 5 予約 利用可とされた事業者へ産後ケアを予約する。
- 6 利用・支払い 事業者利用票を提出し、実施日・事業者名を記載してもらう。
利用後は、事業者へ利用料金を全額支払い、領収書を受け取る。
- 7 償還払いの申請『登別市産後ケア事業費用助成金交付申請書』にて申請を行う。
※原則1回にまとめて申請してください。
※内容について、産後ケア事業者に問い合わせることがあります。
- 8 通知 市から決定通知を送付。
- 9 振り込み 市から利用者の指定の口座に振り込み。

7. 申請に必要な書類

登別市産後ケア事業費用助成金交付申請書

領収書

※「産後ケア利用料」として記入してもらってください。

※明細書（あれば）も添付してください。

※助成の対象は、お母さんの体調管理、乳房ケア、赤ちゃんの発育・発達の確認、育児指導等の産後ケア利用料のみとなります。対象とならないサービスの利用は全て自費となります。

母子手帳の産後ケア事業の利用がわかるページの写し

払戻額計算シート

8. 申請期日

- ・申請期間は最終利用日から6か月です。

【問い合わせ・申請窓口】

登別市 こども家庭センター 電話:0143-85-0100

〒059-0016 登別市片倉町6丁目9番地1

(登別市総合福祉センターしんた21内)